



～ 職場内での回覧をお願いします～

【重要】 皆様の取組みが健康保険料率に反映！！ インセンティブ制度 について

「インセンティブ制度」とは？

加入者の皆様の取組みを2年後の健康保険料率に反映させる仕組みです。

協会けんぽ47都道府県支部を下記5項目の評価指標に基づいて順位付けし、**上位23支部**に入ると報奨金の付与による健康保険料率の引き下げを受けることができます。

(上位23支部に入れないと健康保険料率が上昇する要因のひとつとなります)

【山梨支部の令和元年度実績】

(令和3年度の保険料率に反映)



上位23支部にはあと一歩及ばず、**報奨金の付与を受けられませんでした。**



【評価指標 及び 各順位 について】 ～山梨支部の令和元年度実績～

特定健診等の受診率 (↗)	特定保健指導の実施率 (↗)	特定保健指導対象者の減少率 (↘)	要治療者の医療機関受診率 (↘)	ジェネリック医薬品の使用割合 (↗)
5位 / 47支部	17位 / 47支部	43位 / 47支部	45位 / 47支部	2位 / 47支部

※ () 内は平成30年度比



5つの
取組

【健康保険料率引き下げのためにできること】

- 1 健診を毎年受診 する
- 2 保健指導を利用 する (対象者のみ)
- 3 健診結果等を参考に **生活スタイルを見直す** (食事改善・適度な運動等)
- 4 健診結果で **要治療**または**要再検査**となったら早急に医療機関を受診 する
- 5 お薬の処方を受けるときは **ジェネリック医薬品**を選択 する



【事業所様へ】 「被扶養者（異動）届」の提出はお済みですか？

4月は、就職等を理由に健康保険の扶養に入っていた方が、ご自身で勤務先の健康保険に加入することの多い時期です。このように被扶養者に異動がある場合は、お手続きが必要です。

事業所様へのお願い

1 従業員様へ **被扶養者の異動の有無** をご確認ください

(該当者がいる場合)

2 保険証を回収のうえ、「被扶養者（異動）届」と併せて **日本年金機構** へご提出ください

お手続き等の詳細は、**管轄の年金事務所** へご確認ください。



届出が遅れてしまうと…

高額な返納金が発生する可能性があります。

返納金**最高額** (1人分)
令和2年度

3,438,465 円

協会けんぽが負担した医療費を返納していただくこととなります。

令和3年度 山梨支部 健康保険料率 / 介護保険料率

令和3年2月分（3月納付分）まで

健康保険料率

9.81 %

介護保険料率

1.79 %

令和3年3月分（4月納付分）から

《健康保険料率》

9.79 %

《介護保険料率》

1.80 %

※ 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

お問い合わせ先：企画総務グループ（055-220-7750）

令和3年度 健康診断のご案内をお送りしています

■ 生活習慣病予防健診（35歳以上の被保険者を対象とした健診）

3月下旬に、**緑色の封筒**で対象者がいる事業所様へお送りしています。

※ 協会けんぽへの補助の申請（申し込みの手続き）は**不要**です。

■ 特定健康診査（40歳以上の被扶養者を対象とした健診）

4月上旬に、**黄色の封筒**で対象の扶養家族がいる被保険者様のご自宅へ『特定健康診査受診券（セット券）』をお送りしています。

1月中旬のデータをもとに作成・送付しています。新たに被扶養者となられた方で届かない場合は、お手数ですが **保健グループ（055-220-7754）** までご連絡をお願いします。

お問い合わせ先：保健グループ（055-220-7754）